

株主各位

第 73 回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

計算書類の個別注記表

松尾電機株式会社

## 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

    其他有価証券

        市場価格のない株式等

        移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

    製品・仕掛品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

    原材料・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

    貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

    定額法

        主な耐用年数

            建物                38年

            機械及び装置      9年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

    定額法

        ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

#### (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

        リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

### 3. 繰延資産の処理方法

    社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

    債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 退職給付引当金

    従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

    退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

    数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しています。

    過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生事業年度から費用処理しています。

### 5. 収益及び費用の計上基準

    当社は、コンデンサ及びマイクロヒューズ等の回路保護素子を中心とした、電子部品の製造販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込

まれる金額で収益を認識することとしております。なお、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益認識しております。

## 重要な会計上の見積り

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	78,681 千円
--------	-----------

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無および将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しております。

##### ②主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果について、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

##### ③翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見込み額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

## (会計方針の変更等)

### (会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品または製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項但し書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金に与える影響はありません。また、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

#### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度財務諸表に与える影響はありません。

## (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

### (有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除き、従来、定率法を採用していましたが、当期首より定額法へ変更しております。

当社は、2021年4月よりスタートしました中期経営計画において、生産体制を再構築し、既存設備を中心に維持・改良及び合理化投資等の設備投資を計画し、実行しております。このような有形固定資産を取り巻く使用状況の変化を契機に減価償却方法の見直しを検討した結果、当社の有形固定資産は、従来に比べて、安定的に稼働することが見込まれることから、使用期間にわたり均等に費用配分する定額法を採用することが、当社の経営実態をよりの確に反映するものと判断しました。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ8,310千円減少し、税引前当期純損失は8,310千円悪化しております。

#### (追加情報)

##### (新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大又は収束を予測することは困難な状況であります。当社への影響は限定的であるとの仮定に基づき、当事業年度における会計上の見積りを行っております。

なお、同感染症の収束時期は不透明であるため、今後の状況の変化により判断を見直した結果、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 貸借対照表に関する注記

##### 1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているのは、次のとおりです。

売掛金	84,160千円
-----	----------

##### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

電子記録債権	75,923千円
定期預金	700,000千円
建物	133,706千円
土地	602,516千円

###### (2) 担保に係る債務

短期借入金	1,430,000千円
1年内返済予定の長期借入金	59,988千円
長期借入金	136,701千円

##### 3. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,600,000千円
借入実行残高	1,430,000千円
差引額	170,000千円

##### 4. 財務制限条項

当社の借入金にかかる契約のうち、一部の契約には財務制限条項が付されています。

##### 5. 有形固定資産の減価償却累計額 17,397,416千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。

##### 6. その他

当社を含むコンデンサ製造業者は、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所において、電解コンデンサ等の販売に関して、米国反トラスト法に違反したとして、損害賠償等を求める直接購入者原告団から集団民事訴訟を提起されておりました。

当社は、訴訟の長期化による影響等諸般の事情を総合的に勘案し、2021年12月2日に直接購入者原告団との間で和解することを決定いたしました。

また、独占禁止法に関連する調査・訴訟等に伴う費用は将来も発生すると予測されますが、今後は著しく多額の費用が発生することはないと見込んでおります。

#### 損益計算書に関する注記

##### 1. 独占禁止法等関連損失

課徴金等	659,038千円
弁護士報酬等	162,795千円
合計	821,834千円

##### 2. 関係会社との取引

売上高	156,635千円
-----	-----------

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,572,000	638,000	—	3,210,000

(変動事由の概要)

2022年1月31日付で、釜屋電機株式会社引受の第三者割当増資により、638,000株の新株式を発行しました。

##### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,124	360	—	2,484

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加 360株

##### 3. 配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

##### 4. 当該事業年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

#### 税効果会計に関する注記

##### 1. 繰延税金資産

従業員賞与損金算入限度超過額	26,439千円
退職給付引当金繰入限度超過額	145,416千円
減損損失	145,104千円
繰越欠損金	1,240,945千円
その他	237,616千円
繰延税金資産小計	1,795,521千円
評価性引当額	1,716,839千円
繰延税金資産合計	78,681千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び利回りを重視した運用を行うこととしており、短期的な預金等に限定して行っています。

資金調達については、銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほぼ全てが4ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されています。外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されています。

短期借入金は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク、金利の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内の規定に従い担当部門が取引先ごとに期日及び残高管理を行い、財務状況の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っています。

##### ②市場リスク(市中金利の変動に係るリスク)の管理

短期借入金については、金利の変動リスクに晒されていますが、短期であるため限定的です。

外貨建の債権・債務については、為替の変動リスクに晒されており、為替予約等を利用することで為替の変動リスクの低減を図る方針です。

##### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理部門が、毎月資金繰計画を作成・モニタリングし、取締役会に報告する体制をとっています。また、当座貸越極度額を設定しており、必要に応じ、資金手当を行い手元流動性を確保できる体制をとっています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当事業年度末日現在における営業債権のうち14.7%が、特定の大口顧客に対するものです。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形	35,245	35,245	—
(2) 電子記録債権	477,187	477,187	—
(3) 売掛金	808,295	808,295	—
資産計	1,320,727	1,320,727	—
(4) 支払手形 (設備関係支払手形含む)	70,653	70,653	—
(5) 買掛金	263,681	263,681	—
(6) 短期借入金	1,430,000	1,430,000	—
(7) 1年以内償還予定の社債	22,600	22,600	—
(8) 1年以内返済予定の長期借入金	111,336	111,336	—
(9) 社債	98,500	98,500	—
(10) 長期借入金	765,347	765,347	—
負債計	2,762,117	2,762,117	—

(注1) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 投資有価証券	15,000

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,838,472
受取手形	35,245
電子記録債権	477,187
売掛金	808,295
合計	3,159,199

(注3) 社債の決算日後の償還予定額

単位：千円

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
22,600	22,600	22,600	22,600	22,600	8,100

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

単位：千円

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
111,336	119,832	118,900	81,551	66,864	378,200

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

## (2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形		35,245		35,245
電子記録債権		477,187		477,187
売掛金		808,295		808,295
資産計		1,320,727		3,159,199
支払手形(設備関係支払手形含む)		70,653		70,653
買掛金		263,681		263,681
短期借入金		1,430,000		1,430,000
1年内償還予定の社債		22,600		22,600
1年内返済予定の長期借入金		111,336		111,336
社債		98,500		98,500
長期借入金		765,347		765,347
負債計		2,762,117		2,762,117

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形、電子記録債権、並びに売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形(設備関係支払手形含む)、買掛金、及び短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来のキャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債、並びに社債

当社の発行する社債は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけでないため、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、並びに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識関係に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

	報告セグメント			その他	合計
	タンタルコンデンサ事業	回路保護素子事業	計		
顧客との契約から生じる収益	3,409,986	1,107,135	4,517,121	192,260	4,709,382
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	3,409,986	1,107,135	4,517,121	192,260	4,709,382

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社は以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

- (1) 顧客との契約を識別する
- (2) 契約における履行義務を識別する
- (3) 取引価格を算定する
- (4) 取引価格を契約における履行義務に配分する
- (5) 履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は、コンデンサ及びマイクロヒューズ等の回路保護素子を中心とした、電子部品の製造販売を行ってお

り、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益認識しております。

### 3. 当期及び翌期以降の収益金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高等

該当事項ありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 関連当事者との取引に関する注記

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)など

会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
釜屋電機株式会社	直接 23.2%	その他の関係会社	当社製品の販売	156,635 千円	売掛金	84,160 千円

#### (2) 親会社等との取引に関する事項

当社は、その他の関係会社である釜屋電機株式会社とは営業上の取引関係がありますが、その取引条件は市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

また、当社取締役会を中心として当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続きについては問題ないものと考えております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 615 円 47 銭  |
| 2. 1株当たり当期純利益 | △ 83 円 73 銭 |